

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年3月まで

私は、昭和52年12月に勤務先を退職した後に国民年金に加入してから、結婚後も継続して加入しており、申立期間中に国民年金被保険者資格の喪失手続きをした記憶は無い。

申立期間後に5か月の未加入期間があるが、当時は、昭和60年4月からA社に勤めており、会社から採用時に厚生年金保険に加入させるとの話があったので、二重納付する可能性があるので国民年金保険料は納付していなかった。

申立期間の国民年金保険料は、納付書が毎年送られてきており、B町役場かC銀行D支店でまとめて納付していたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申立人が二重納付する可能性があるため納付しなかったとする5か月を除き、国民年金の未加入期間は無く、国民年金加入期間において国民年金保険料をすべて納付していることから納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和52年12月に勤務先を退職した後に国民年金に加入してから、結婚後も継続して加入しており、申立期間中に国民年金被保険者資格の喪失手続きをした記憶は無いと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳から、申立人が53年1月1日付けで国民年金に加入し、結婚に伴う改姓を53年9月10日付けで行ったことが確認できるが、資格喪失を行った記載は無い上、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であることから、申立人は、結婚後は任意加入となる場所、社会保険庁のオンライン記録及びB町の電算記録で

は強制加入とされていることから、行政側の記録管理に不適切な点が見受けられる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付していたと主張しているところ、社会保険庁の特殊台帳から昭和 54 年度から 57 年度までの保険料が前納されていることが確認できることから、申立期間直前まで継続して前納しているにもかかわらず、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川厚生年金 事案306

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA労働組合における資格喪失日に係る記録、及びB社における資格取得日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年8月は4万8,000円、同年9月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月1日から同年10月27日まで
昭和44年8月1日にB社の労働組合の専従から同社に復職した。

労働組合の専従となる場合、又は会社へ復職する場合は1日付けであり、申立期間は既に同社に復職していたことから、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、同社及び同社の労働組合において継続して勤務し（昭和44年9月1日に、A労働組合からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA労働組合における昭和44年7月の社会保険事務所の記録、及び申立人のB社における同年10月の社会保険事務所の記録から、同年8月は4万8,000円、同年9月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A労働組合の継承事業所は、「申立てどおりの届出を行い、保険料を納付していたかは不明。」と回答している。また、B社は、「（昭和44年9月1日以降の）厚生年金保険料については納付していたが、当時の届出を確認できる資料は処分済みである。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

旭川厚生年金 事案 307

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、その主張する標準報酬月額（62万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月1日から同年12月21日まで

申立期間は、A社に勤務し、月額90万円の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が38万円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人は平成17年12月21日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、その後の19年1月23日付けで、申立期間に係る標準報酬月額（62万円）が、17年9月まで遡^{さかのぼ}って38万円に減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管している滞納処分票によれば、平成19年1月19日付けで提出された当該訂正処理に係る届出の際に、当該事業所の顧問が社会保険料の納付について社会保険事務所の担当者に相談していることが確認できるが、商業登記簿謄本によれば、申立人は当該事業所の取締役であったものの、17年12月20日付けで辞任した記録となっていることが確認でき、当該届出書は、申立人の退職時期から相当期間を経過した後に提出されていることから、申立人は、当該届出書の提出については関与しておらず、承知もしていなかったものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（62万円）に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から50年3月まで

A市役所から電話があり、「昭和51年度から保険料が上がるので、いま国民年金に加入すると、当時の保険料額で、10年間さかのぼって納付できる制度がある。」と説明され、国民年金の加入を勧められたので、昭和50年8月ころ、同市役所に出向き、国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、当時、手元にあった次女の入園祝いと長男の入学のお祝い金約10万円のうち8万円くらいを、A市役所内にあるB銀行で納付したので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年8月ころ、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所内のB銀行で10年間分をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、51年3月30日に払い出されていることが確認でき、その時点では、未納期間をさかのぼって納付することができた特例納付期間を過ぎており、申立期間の保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、A市の職員から、「申立期間当時の保険料額で、10年間さかのぼって保険料を納付することができる制度がある。」と説明されたと主張しており、その証拠として、当時、同市から手渡されたとするチラシ「かけよう年金、豊かな未来」を提出しているが、同チラシには「保険料の免除を受けた人で、その後生活に余裕ができたときには、免除された期間のうち10年までさかのぼって、当時の保険料で納めることができます。」と記載されている。

これは、免除期間の追納制度について記載されたものであるが、申立人には免除を受けた記録は無い上、申立人がさかのぼって納付したとするA市役所内のB銀行の派出所では、過年度保険料及び特例納付に係る保険料の収納は扱っていないことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が納付したと主張する国民年金保険料額（約8万円）は、特例納付により納付できた場合の申立期間の保険料額と異なっている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 45 年 7 月までの期間及び 45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月から 45 年 7 月まで
② 昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月まで

昭和 36 年 10 月ころに、父親が A 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、41 年 4 月に結婚するまでは、父親が私の国民年金保険料を A 市役所で納付してくれた。また、結婚後は、私が夫婦二人分の保険料を同市役所や B 銀行で納付しており、申立期間の保険料額は 3 か月分で 990 円から 2,250 円だったと記憶している。

昭和 46 年 3 月末ころに、C 市へ転居した際に国民年金手帳を紛失したため、再度、国民年金の加入手続をしたが、A 市で納付していた期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和 36 年 10 月ころに申立人の国民年金の加入手続を A 市役所で行い、46 年 3 月末ころに、C 市へ転居した際に国民年金手帳を紛失したため、再度、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、D 社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、C 市で 46 年 4 月 7 日に夫婦連番で払い出されていることが確認できるものの、A 市を管轄する E 社会保険事務所において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人は、昭和 41 年 4 月に結婚するまでは、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付し、結婚後は、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の父親は既に亡くなっており、国民年金への

加入状況及び保険料の納付状況等を確認することができない上、申立人の妻の納付記録は、すべての申立期間について未納とされており、申立人の納付記録と一致する。

さらに、申立期間に申立人が納付したと主張する国民年金保険料額（一人当たり3か月分で990円から2,250円）は、申立期間に実際に納付した場合の金額と相違している上、申立人及び申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人及び父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月から 44 年 4 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、昭和 43 年 12 月から 44 年 4 月まで A 社 B 工場で勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答があった。

当該事業所に、昭和 44 年 12 月から 45 年 4 月までの期間についても勤務し、厚生年金保険に加入しているのに、申立期間については加入記録が無く納得できない。

一緒に働きに行った同僚の名前を記憶しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和 43 年 12 月 20 日取得～44 年 4 月 14 日離職）及び同僚等の証言から、申立人が、申立期間のうち雇用保険の加入期間において A 社 B 工場に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社 B 工場において申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に、申立人と同時期に採用された季節雇用者は見当たらず、申立人が一緒に働きに行ったとする同僚（2 人）にも、申立期間における厚生年金保険の加入記録は無い上、申立期間において季節雇用者として勤務していたと回答した元従業員 4 人、並びに申立人及び元従業員の証言から、申立期間に季節雇用者として勤務していたと考えられる者にも、申立期間における加入記録は無いことから、申立期間当時、当該事業所では、すべての季節雇用者を、厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったものと推認される。

また、A社は、「A社B工場は平成14年3月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の人事記録、厚生年金保険の届出等に係る資料は既に廃棄しているため、申立てどおりの届出を行い、保険料を納付していたかは不明である。」と回答しており、同社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は見当たらないことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したものとは考え難く、このほかに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 6 日から同年 12 月 1 日まで

A事業所で昭和 30 年 5 月 6 日から勤務していたが、社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間についての加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、同僚であった妻は勤務開始当初から厚生年金保険に加入した記録となっている。人事記録もあり、申立期間に働いていたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る人事記録により、申立人が昭和 30 年 5 月 6 日から継続してA事業所に勤務していたことは確認できるが、A事業所提出の申立人に係る「履歴書」（人事記録）には、申立人が 32 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨が記載されており、このほかに、同日より前の期間において申立人が当該事業所で厚生年金保険に加入する取扱いとされていた旨を確認できる資料等は見当たらない。

また、「国家公務員共済組合法の一部改正に伴い、国に使用される臨時職員等に健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法を適用する件」（昭和 28 年 9 月 9 日付け）によれば、常勤職員と同様の勤務形態の事務関係職員については、勤務当初から厚生年金保険に加入する取扱いとされていたものの、B省関係の各保険の適用事業態に該当しない事業関係労務者については、「任意包括的適用の取り扱いに属するもの」とされ、さらに、「国に使用される臨時職員等の健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法の適用について」（昭和 32 年 9 月 25 日付け）において、「任意

包括加入の取扱いに属する者も可能な限り保険に加入する」ように通知されていたことが確認できるところ、A事業所では、申立人の職種（計測手）について、「現場での作業ではあるが事務系である。しかし、（厚生年金）保険の適用としては、（任意包括適用の扱いとなっていた）技能系と同じ扱いであったはずである。」と回答している。申立人の妻は、事務員であったことから勤務の開始当初から厚生年金保険に加入していると考えられるが、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和32年10月1日に23人（申立人を含む。）の従業員が厚生年金保険被保険者資格を取得した記録となっており、A事業所からの回答により勤務開始時期に係る情報を得ることができた従業員11人の人事記録上の最初の発令日は、被保険者資格の取得日から、平均して約3年（最長で約4年半）前となっていることから、当時、当該事業所では、すべての従業員を勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかったものと推認される。

なお、申立人は、昭和30年12月28日に共済組合に加入した記録となっているが、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」（昭和33年5月1日法律第129号）等によれば、「常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が22日以上ある月が6月引き続いている期間（待期期間）を有するに至った者で、その有するに至った月の翌月以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされていたもの」については、当該待期期間を経た時期において共済組合に加入する取扱いとされており、申立人についても、当該法令の施行に伴い共済組合の加入期間がさかのぼって記録されたものと考えられるところ、申立人の勤務開始時期が30年5月6日であることを踏まえれば、申立期間は共済組合に加入することとされた日までの待期期間であったものと考えられる。

このほか、連絡の取れた元従業員からも、厚生年金保険に未加入となっている期間において厚生年金保険料を控除されていた旨の証言も得られておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案310

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から48年4月15日まで

A社がボウリング場経営を開始するための従業員の募集があったので、同社の専務の面接を受けて、正社員として採用となった。

就業場所はボウリング場だったが、雇用契約はA社と交わし、給料も同社から支給されており、給与明細書には健康保険料と厚生年金保険料が控除されていた旨の記載があったと記憶している。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社の関連事業所であるボウリング場（商業登記簿謄本によれば、同一所在地に、B社（昭和47年2月21日新設）及びC社（昭和47年12月13日設立）が存在しており、同僚等の証言から、B社がC社と名称を変更したものと考えられる。）に、期間は特定できないものの勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらず、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年7月7日であり、同日より前の期間において当該事業所が適用事業所となった記録は見当たらない。

一方、申立人が申立期間において一緒に勤務していたと記憶している同僚2人については、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立期間において、厚生年金保険の加入記録が存在しない一方で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記録となっている上、C社が適用事業所となった日（昭和48年7月7日）に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した26人（申立人が記憶していた同僚2人を含む。）には、申立期間に

A社における厚生年金保険の加入記録が存在せず、申立期間に他の事業所（D社）において加入記録のある1人は、「入社当初、B社では、健康保険と厚生年金保険を掛けてくれなかったことから、直接、関連会社（D社）に加入をお願いして、加入させてもらった。」と証言していることを踏まえれば、申立期間当時、A社では、B社及びC社に勤務していた従業員について、厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったものと推認される。

さらに、A社は、「申立てどおりの届出を行い、保険料を納付していたかについては不明」と回答しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 22 日から同年 4 月まで

昭和 40 年から 46 年までの毎年 11 月から 4 月までの農閑期に、A 社 B 工場で季節雇用者として勤務していたが、41 年の冬から 42 年の春までの勤務期間については、42 年 1 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっている。

一緒に昭和 42 年 4 月に帰郷した同僚には、申立期間に A 社の別の工場（C 工場）において厚生年金保険の加入記録が見つかったので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間においても A 社 B 工場で製糸担当の季節雇用者として継続して勤務していたことは推認できるものの、退職日について特定できる証言及び人事記録等の資料は得られなかった。

また、A 社の当時の正社員は、「（同社の）C 工場の人員不足により、B 工場で織布を担当していた余剰人員を、昭和 42 年 1 月以降に C 工場に異動させ、同工場で厚生年金保険に加入させていた。」と証言しているところ、申立人が一緒に同年 4 月に帰郷したとする同僚は、「織布の担当であった。」と証言しており、申立人は、「（自分は）製糸を担当し、C 工場への異動は無かった。」と述べている。

さらに、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、A 社 B 工場において昭和 41 年 11 月及び同年 12 月に厚生年金保険被保険者資格を取得した者 59 人（申立人及び 6 か月以上の継続加入者 3 人を除く。）のうち、51 人については、申立人と同様に、42 年 1 月までに厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、同社 C 工場での加入記録が存在しないところ、このうち連絡の

取れた季節雇用者4人は、「(申立人と同じく)製糸を担当し、昭和42年4月まで勤務していた。」と証言している。また、このうちの1人は、「1か月だけ厚生年金保険を掛けてもらった記憶がある。」と証言しており、このほかに、連絡の取れた季節雇用者からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において厚生年金保険料を控除されていた旨の証言が得られていないことを踏まえると、申立期間当時に継続して同社B工場で製糸担当の季節雇用者として勤務し、42年1月までに被保険者資格を喪失した者のうち申立人のみが、同年1月以降も厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

加えて、A社は、「A社B工場は平成14年3月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の人事記録、厚生年金保険の届出等に係る資料は既に廃棄しているため、申立てどおりの届出を行い、保険料を納付していたかは不明である。」と回答しており、このほかに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。